

[事案 2023-246] 契約内容変更請求

・令和6年5月31日 裁定終了

<事案の概要>

担当者の誤説明を理由に、契約内容の変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年1月に契約した団体定期保険について、以下等の理由により、契約時に遡及して、拋出型企業年金保険に変更してほしい。

- (1) 担当者から、「年金だ」と説明され契約した。
- (2) 「年金プラン」という紛らわしい名称であり、現在も名称変更していない。
- (3) 更新時もパンフレット兼契約書のような用紙を折り曲げて、掛金と支払金額がわかる部分しか見えないようにして契約内容を見せ、「変わりないですか」との声かけのみであった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 担当者は、通常、募集資料の「制度の内容」の説明書きを示しつつ、本制度は死亡の場合に遺族の生活を維持できる相互扶助するものであること等を説明している。
- (2) 申立人が加入した当時のパンフレットには、年金プランは被保険者が死亡・高度障害の場合に遺族の生活を補う旨の説明がされている。また、申立人は、団体保険専用サイトを通じて加入内容を認識している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実を把握するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、担当者の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。